

確かな納税 確かな未来

# 龍野納税だより

発行所  
 公益社団法人龍野納税協会  
 龍野納税貯蓄組合連合会  
 たつの市龍野町富永 702-1  
 TEL 0791-62-1700  
 協賛  
 龍野県税事務所



## 「ふるさとのうた」春夏秋冬表紙より

宍粟市一宮町で育った前田美智代さんが、子供の頃庭に咲いていた小さな花々を眺めるのが好きでよく描いておられたとのこと。そんな前田さんが日本語と英語の絵本を出版され、その表紙になっているのがこの絵です。どこか懐かしい日本の原風景です。

写真提供

一般財団法人 遊月菴ハウスミュージアム

## お知らせ

### ★インボイス制度説明会開催

インボイス制度説明会が9月16日、10月19日に龍野税務署で開催されます。

なお、説明会に参加するためには事前申し込みが必要です。詳しくは龍野税務署まで。

### ★改正法人税法等説明会開催

改正法人税法等説明会が10月13日13:30から赤とんぼ文化ホール中ホールにて開催されます。また、同日にインボイス制度説明会も合わせて開催されます。

なお、新型コロナウイルス感染症等の状況により、中止・変更となる場合がありますので、龍野納税協会ホームページをご覧ください。

## 目次

人事異動	2・3
国税コーナー	
・納税証明書・納付方法について	4・5
・電子取引データについて	6・7
・スマホ申告について	8・9
・インボイス制度について	10～16
納税協会からのお知らせ	
納税協会定時社員総会及び	
納貯連合会定例総会の開催他	17
県税コーナー	
・個人事業税のお知らせ	18
・軽油引取税・ゴルフ場利用税について	19
納税協会からのお知らせ	20～24

## 正しい申告と納税は市民社会のルールです

## 着任のごあいさつ

龍野税務署長

高田 哲好



暑さ厳しい時節となりましたが、龍野納税貯蓄組合連合会及び公益社団法人龍野納税協会の会員の皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、皆様方には、平素から税務行政に対する深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、龍野税務署長を拝命いたしました高田でございます。

地域の皆様方のご支援、ご協力をいただきながら、信頼される税務行政の遂行に向けて、全力を尽くし職務に取り組む所存でございますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

先般からの新型コロナウイルス感染症拡大により、皆様方と十分な連携・協調策に取り組むことができなかつたところ、ワクチン接種の浸透や飲食店の時短営業の撤廃など明るい兆しも見られます。近頃は再び感染者数も増加しているところですが、このような状況であっても、これまで築き上げてきた関係が後退することのないよう、実施可能な連携・協調策から鋭意取り組んでまいります。

現在、税務署におきましては、令和5年10月からの適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の導入に先立ち、その基本的な仕組みについて解説する説明会を事前予約制にて開催しております。

また、インターネットを利用して全国どこからでも誰でも参加が可能なオンライン説明会も開催しておりますので、併せてご利用ください。

そのほか、納税者サービスの更なる充実を図るため、引き続き、国税電子申告・納税システム(e-Tax)などのICTを活用した利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでまいります。

特に、e-Tax利用推進の一環として、令和4年1月から、スマートフォンを利用した申告に関し、スマートフォンのカメラで源泉徴収票を読み取ることで、源泉徴収票に記載されている金額等を確定申告書等作成コーナーへ自動反映させることが可能となっていました。令和5年1月から青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能となるなど、更なる利便性向上に資する施策に取り組んでおります。

しかしながら、各種施策の効率的かつ効果的な執行は、我々税務署だけで成し遂げることはできません。龍野納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人龍野納税協会の役員及び会員の皆様のご協力があるからこそ、成し遂げることができるものと考えております。幸い、龍野納税貯蓄組合連合会及び公益社団法人龍野納税協会におかれましては、幅広い事業活動を通じて、正しい税知識の普及と納税道義の高揚などに多大な貢献を頂いており、私ども税務行政に携わる者といたしましては、誠に心強く、その活動に深く敬意を表する次第であります。

どうか、今後とも、税務行政の良き理解者として、納税環境の整備、青色申告、振替納税、e-Taxの更なる普及拡大、マイナンバー制度の定着など、地域に密着した事業活動を推進され、円滑な税務行政の執行に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、龍野納税貯蓄組合連合会及び公益社団法人龍野納税協会のますますのご発展と、会員の皆様方のご事業のますますのご繁栄とご健勝を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。

◎龍野税務署 (令和4年7月10日付)

職名	新任者		転出者	
	氏名	旧任	氏名	新任
署長	高田 哲好	東京国税局調査第三部統括官	岡田 浩士	大阪国税局 国税訟務官室主任訟務官
総務課長	稲田 尚	大阪国税局 課税第一部資産課税課主査	中森 英介	大阪国税局納税者支援調整官 (下京署派遣)
個人課税第一部門統括官	上野 英俊	大阪国税局 調査第一部情報技術専門官	藪 和宏	尼崎税務署 個人課税第一部門統括官
個人課税第二部門統括官	飯田 昌巳	須磨税務署 個人課税第三部門統括官	中村 宏章	兵庫税務署 個人課税第二部門統括官
法人課税第一部門統括官	村上 剛	大阪国税局 調査第一部国際税務専門官	岡田 淳	大阪国税局調査第二部 統括官付総括主査
法人課税第二部門統括官	田中今日子	芦屋税務署法人課税 第一部門連絡調整官	舟橋 光広	尼崎税務署 法人課税第二部門統括官





正しい申告 すっきり納税

着任のご挨拶

西播磨県民局龍野県税事務所長

川越 健生



盛夏の候、龍野納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人龍野納税協会の皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、県行政、とりわけ税務行政の推進に深いご理解とご協力を賜っておりますことを心より厚くお礼申し上げます。

私は、本年4月の人事異動によりまして、西播磨県民局龍野県税事務所に着任いたしました川越でございます。

龍野納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人龍野納税協会の皆様方のご協力をいただきながら職責を果たして参りたいと考えておりますので、これまでと変わらぬご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、兵庫県では本年3月に、「ひょうごビジョン2050」を策定いたしました。

2050年頃までに「誰もが希望を持って生きられる 一人ひとりの可能性が広がる『躍動する兵庫』」の実現を進めてまいります。

また、西播磨県民局におきましても、新たに策定された「西播磨地域ビジョン2050」に継承された、「光と水と緑でつなぐ 元気西播磨」の基本理念のもと、「元氣な西播磨」「つながる地域のきずな西播磨」「自立の西播磨」「安全安心の西播磨」の4つの将来像の実現に向け、豊かな地域資源を活かした個性あふれる事業を展開してまいります。

これらの施策を進めるためには、自主財源である県税収入の確保が最重要課題であることを常に心にとめるとともに、県民の皆様にご信頼される税務行政を目指して、職員一同、職務に邁進する所存でございますので、皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

むすびに、龍野納税貯蓄組合連合会並びに公益社団法人龍野納税協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を心よりお祈り申し上げまして、着任のご挨拶とさせていただきます。



◎西播磨県民局 龍野県税事務所 (令和4年4月1日付)

職名	新任者		転出者	
	氏名	旧任	氏名	新任
所長	川越 健生	神戸県税事務所副所長	前田 和哉	姫路県税事務所所長
副所長兼調整課長・納税相談室長	小坂 由実	神戸県税事務所所長補佐兼管理課長	高見 周子	加古川県税事務所副所長兼調整課長
収税課長	中川 育大	加東県税事務所収税管理課長	笹山 竜二	姫路県税事務所所長補佐兼調整課長

# ネットで！ 便利に納税証明書

e-Tax を使って簡単な操作で！

送 信

インターネットで送信  
(オフィスや自宅から請求)

受 取

PDFファイルで受取  
(何度でも使用)

印 刷

自分で印刷  
(何枚でも使用)

詳細な手続きについては、国税庁ホームページの

「納税証明書の交付請求手続き」をご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>





# 国 税 コ ー ナ ー

## 便利な納付方法をご利用ください!

### 口座振替による納付

申告所得税や消費税の  
申告書を毎年提出する個人事業主の方

こんな方に  
おすすめ!

事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、口座引落としにより納付することができます。

- ☞ ご利用に当たっては、事前に税務署又は希望する預貯金口座の金融機関へ専用の依頼書を提出していただく必要があります。
- ◎ インターネット専用銀行等の一部の金融機関や、インターネット支店等の一部の店舗では利用できない場合があります。

### ダイレクト納付

e-Taxを利用している方や  
源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

こんな方に  
おすすめ!

ご自宅やオフィス等からe-Taxにより申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座（複数の預貯金口座が利用可能）から、即時又は納付日を指定して、口座引落としにより納付することができます。

- ☞ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きを行った上、ダイレクト納付専用の届出書を提出していただく必要があります。
- ◎ 届出書の提出からご利用可能となるまで1ヶ月程度かかります。
- ◎ 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、e-Taxホームページをご確認ください。

### クレジットカード納付

時間を気にせず利用したい方や  
インターネットを利用している方

こんな方に  
おすすめ!

パソコンやスマホから「国税クレジットカードお支払サイト(<https://kokuzei.noufu.jp>)」へアクセスし、所定の項目を入力することでクレジットカードによる納付ができます。

- ☞ 納付税額に応じた決済手数料がかかります。
- ◎ 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続きが完了すると、その納付手続きの取消しはできません。

### インターネットバンキング等からの納付

インターネットバンキングやATM等から納付できます。

- ☞ ご利用に当たっては、事前に税務署へe-Taxの利用開始手続きが必要です。
- ◎ 利用可能金融機関や利用可能額等の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

※上記の納付方法は、領収証書が発行されません

詳細は、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご確認ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm> 右のコードからもアクセスできます。



# 国 税 コ ー ナ ー

## ご存じですか？ 電子取引データの保存方法

令和6年1月以降、**全ての事業者は、電子取引データをデータのまま保存することが義務化**されます（※ 申告所得税・法人税に限る）



※ 令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えないこととされています（事前申請等は不要）。

### 保存すべき電子データとは？

- ◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ  
 (例) 請求書、領収書、契約書、見積書など  
 ※ 受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

### ☑ まずは、身近に電子データがないかチェックしましょう！

- ◆ 仕入や経費の精算を以下の方法で行っている。
  - 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
  - インターネットのHPからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を利用
  - クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
  - 従業員が立替払いした経費の領収書を電子データで受領
- ◆ 売上や収入の請求を以下の方法で行っている。
  - 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を送付
  - 自社のインターネットHPから請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を送付



いずれかに☑がついた場合には、その電子データについて  
**次の要件を満たした上で保存することが必要です。**

- ① 改ざん防止のための措置をとる
- ② 「日付・取引先・金額」で検索できるようにする  
 ※ 2年（期）前の売上高が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。
- ③ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける **具体的には、次ページをご覧ください**

国 税 コ ー ナ

① 改ざん防止のための措置とは？

◆ 次の1～4の**いずれかの対応**が必要です。

- 1 タイムスタンプが付与されたデータを受け取る
- 2 受け取ったデータにタイムスタンプを付与する
- 3 履歴が残るシステム又は訂正削除ができないシステムでデータを授受・保存する
- 4 **改ざん防止に関する事務処理規程を作成し運用する**

※ システム費用等をかけずに導入できる「改ざん防止に関する事務処理規程」については、**国税庁HPでサンプルを掲載しています**ので、ひな形としてご活用ください。



国税庁HPはこちら→

② 検索機能を確保する簡易な方法とは？

◆ 専用システムや会計ソフト等を導入せずとも、「**日付・取引先・金額**」で検索できる次の**いずれかの方法**でも、検索機能を確保していることになります。

- 1 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法  
表計算ソフト等で「**日付・取引先・金額**」を入力し、索引簿を作成しておくことで表計算ソフト等の機能を使って検索する方法

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20220118	100000	A社	請求書
2	20220124	200000	B社	契約書
3	20220201	100000	A社	領収書
...				
50	20221231	500000	C社	請求書

- 2 規則的なファイル名を付す方法  
データのファイル名に規則性をもって「**日付・取引先・金額**」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法

(例)  
2022年1月31日に、(株)AからPDFファイルで受け取った100,000円の請求書なら、「20220131\_(株)A\_100000」



税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合は、上記の対応するデータファイルを提出して下さい。

**保存要件が大きく緩和されました！ 併せて導入をご検討ください！**

電子帳簿等保存

一定の要件を満たした優良な電子帳簿の備付け及び保存をすることで、**過少申告加算税の軽減措置**や所得税の**青色申告特別控除(65万円)**の適用を受けることができます。



スキャナ保存

一定の要件を満たすことで紙の請求書、領収書やレシート等をスキャナまたはスマホのカメラ機能で電子データ化し保存することができます。



電子帳簿等保存制度について、より詳しい情報を知りたい方は、

**国税庁HP**をご確認ください。

国税庁HPはこちら→



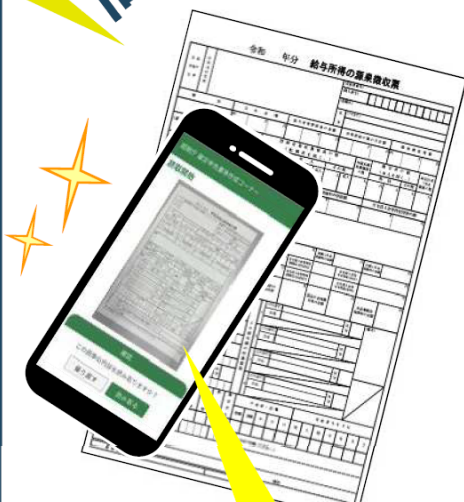


国 税 コ ー ナ ー

# 自宅から スマホで申告

## してみませんか？

簡単・便利



スマホカメラで源泉徴収票を読み取れます！

### ご自宅で

確定申告期間は24時間いつでも利用可能

※ メンテナンス時間を除く

### 専用画面

スマホ専用画面で見やすく操作が簡単

### 自動計算

画面の案内に沿って入力するだけ

### 添付書類不要

書類の記載内容を入力・送信することで添付省略

※ 一部の書類は除く

### 持参・印刷・郵送不要

税務署への持参が不要  
印刷・郵送料が不要

### 早期還付

還付金の振込みが早い

※ 2月末までに提出した場合に2～3週間程度で還付  
(書面提出の場合は4～6週間程度で還付)

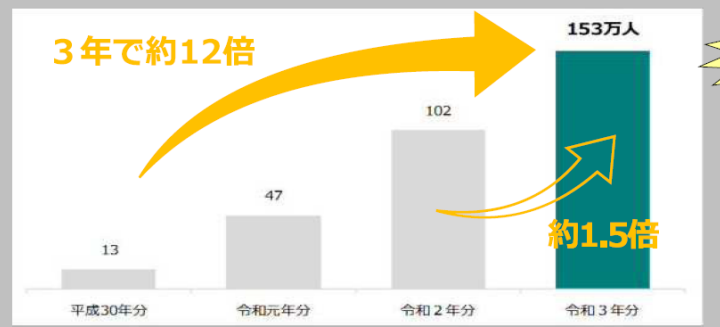
### NEW 令和4年分(令和5年1月以降)からさらに便利に！

- ・青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に
- ・マイナンバーカードの読取回数が削減 ※

※ 過去にマイナンバーカードを使って確定申告している等の一定の条件を満たしている場合



3年で約12倍



スマホ申告増加



全国で **153万人** が、  
**自宅からスマホを**  
**使ってe-Taxで申告**

詳しくは次ページをご覧ください！！▶▶

国 税 コ ー ナ ー

# 申告書の作成・送信は **自宅**で **国税庁ホームページ**から!

## STEP1. 「国税庁ホームページ」へアクセス

作成コーナー  
【確定申告書等作成コーナー】

作成開始!

## STEP2. 画面の案内に従って入力→自動計算!

スマホなら、**カメラ**で「給与所得の源泉徴収票」を読み取って**自動入力**!

給与所得がある方の例

給与所得の入力  
カメラで読み取り

直接入力

## STEP3. 申告書をデータ送信

**おすすめ** マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード

マイナンバーカード  
読取対応のスマホ

さらに  
マイナポータル連携なら……  
各種控除証明書等のデータを  
一括取得し、確定申告書の該当  
項目に自動入力できます。

国税庁HP  
「マイナポータル  
連携特設ページ」  
はこちら

※ パソコンの場合ICカードリーダーが不可欠

ID・パスワードをお持ちの方

事前発行の  
ID・パスワード

重要書類

ID・パスワード方式の届出を確認!  
※申告書の控えと一緒に  
保管されている場合  
があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。  
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

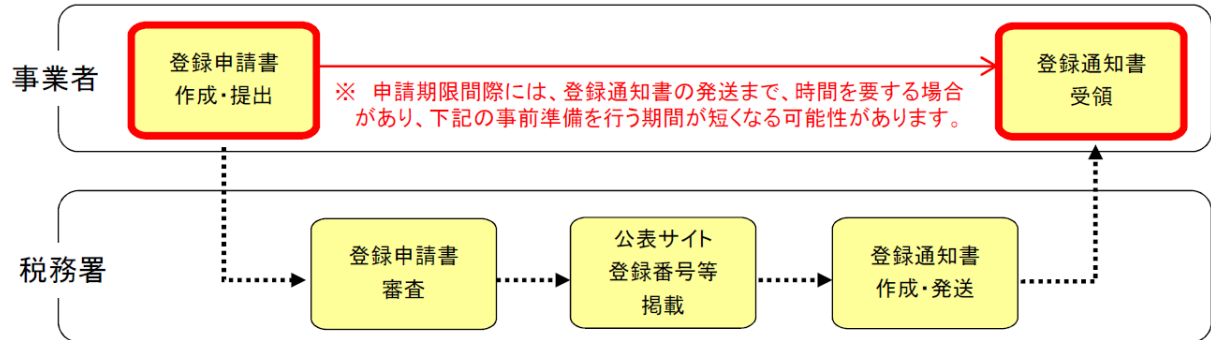
このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面とは異なる場合があります。

国 税 コ ー ナ ー

# 令和5年10月 インボイス制度が始まります！ ～事業のご準備のために、登録申請はお早めに～

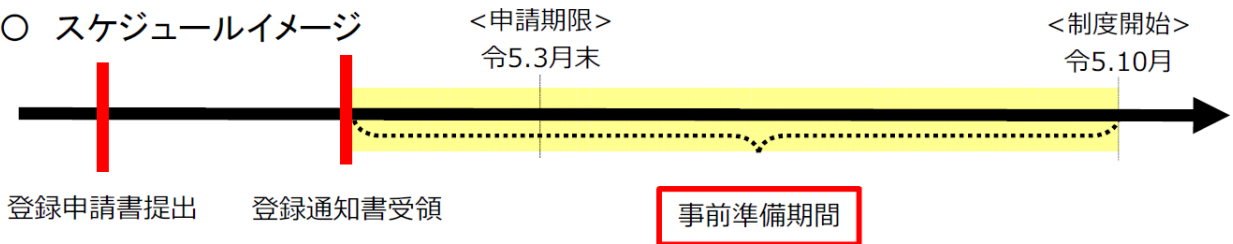
## 登録申請手順フロー

### ○ フロー図



## 事業者における事前準備

### ○ スケジュールイメージ



### ○ 事前準備事項(例示)

- 取引先と取引条件の確認
- インボイスにする帳票の検討
- 経理・会計、販売管理等のシステム改修
- 取引先と登録番号の情報共有
- 従業員に対する制度研修

※ 補助金の申請期限(令和4年5月末現在、経済産業省から発表のあるもの)

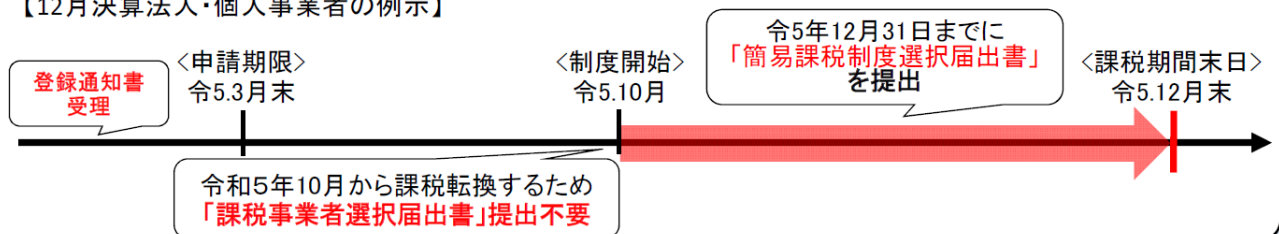
IT導入補助金 (デジタル化基盤導入枠)	5次締切:6/27(月) 6次締切:7/11(月) 7次締切:7/25(月) 8次締切:8/8(月)
持続化補助金	第9回受付:9月中旬 第10回受付:12月上旬 第11回受付:令和5年2月下旬

## 他の届出書フロー

### ○ 課税事業者選択届出書・簡易課税制度選択届出書

- ・ 令和5年3月末までに登録申請書を提出している場合、令和5年10月から課税転換するため、「**課税事業者選択届出書**」の提出不要
  - ・ 免税から課税転換する事業者は、課税期間の末日までに「**簡易課税制度選択届出書**」を提出
- ※ 「課税事業者選択届出書」、「簡易課税制度選択届出書」は原則、課税期間の前日までに提出する必要がありますが、令和11年9月30日を含む課税期間中まで上記、「( )」内の特例が設けられています。

【12月決算法人・個人事業者の例示】





国 税 コ ー ナ ー

# 個人事業者のみなさまへ 登録申請はスマートフォンからが便利!

## STEP 1 インボイス制度特設サイトへアクセス!

### 特集 インボイス制度

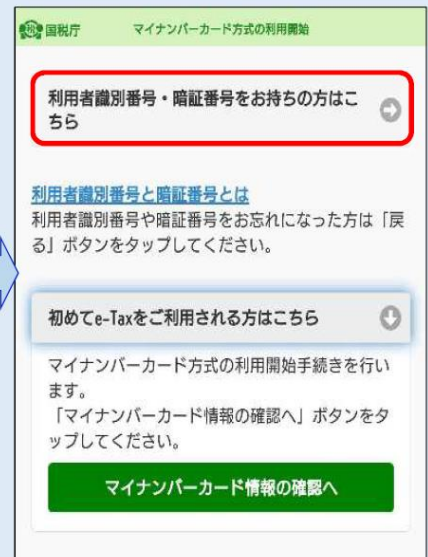
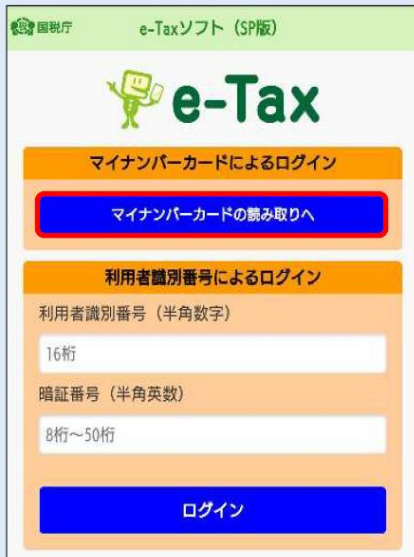
令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。




個人事業者(マイナンバーカード取得済み、e-Taxの利用経験有)がe-Taxソフト(SP版)を利用して、登録申請データの作成・送信を行うこととした場合の画面遷移は次のとおりとなります。

- ① 国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」の「申請手続」をタップ後に[e-Taxソフト(SP版)へ]をタップします。

## STEP 2 マイナンバーカードによるログイン!



- ② e-Taxソフト(SP版)のトップ画面が表示されます。  
[マイナンバーカードの読み取りへ]をタップしてください。  
マイナンバーカードの読み取りには、「マイナポータルアプリ」が必要となりますので、事前にインストールを行ってください。  
 マイナポータル
- ③ [マイナンバーカードの読み取り]をタップします。  
[マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード](4桁)を入力し、[次へ]をタップします。  
マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「ログイン認証に成功しました。」と表示されます。
- ④ マイナンバーカード方式を利用開始するための画面が表示されます。  
[利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方はこちら]をタップし、利用者識別番号・暗証番号を入力します。

# 国 税 コ ー ナ

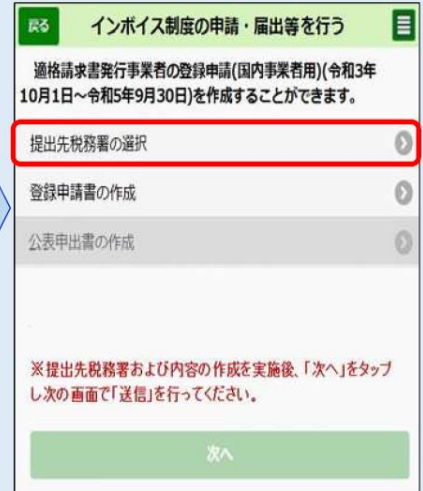
## STEP 3 登録申請データの作成（～提出先税務署の選択）



⑤ メインメニューが表示されます。  
[申請・納税]をタップします。

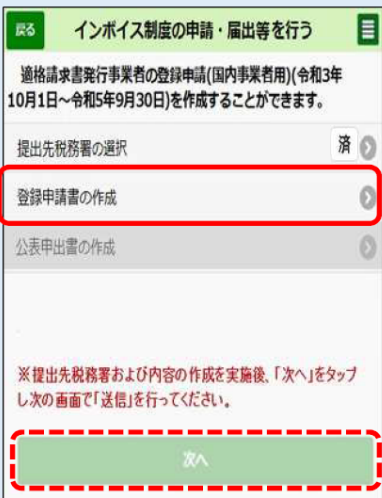


⑥ [登録申請(国内事業者用)  
(令和3年10月1日～令和5  
年9月30日)]をタップします。



⑦ [提出先税務署の選択]をタップし、表示された提出先税務署に誤りがなければ[OK]をタップ。

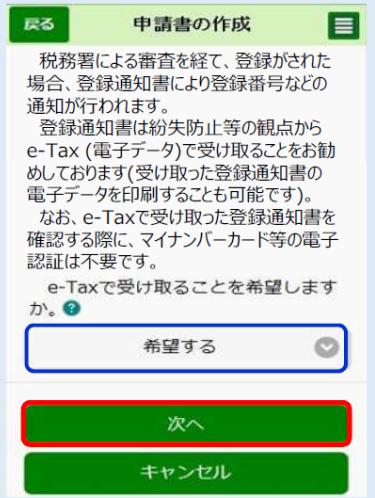
## STEP 4 登録申請データの作成（登録申請書の作成～）・送信



⑧ [登録申請書の作成]をタップします。  
画面に従い、入力していきます。

⑨ 登録通知データを電子データで受け取ることを希望のされる場合は、[希望する]を選択し、[次へ]をタップします。

⑩ 「次へ」が選択可能となっているため、[次へ]をタップします。



次画面で[作成完了]をタップします。



⑪ [電子署名の付与]をタップします。次画面で、[マイナンバーカードの読み取り]をタップし、[署名用電子証明書のパスワード](英数字6～16桁)を入力後、[次へ]をタップします。

⑫ 画面に従い、マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「電子署名の付与を完了しました。」と表示されます。「送信」が選択可能となるため、[送信]をタップします。「受信通知」が確認できれば、完了となります。



国 税 コ ー ナ ー



大阪国税局



経済産業省  
近畿経済産業局

中小・小規模事業者の皆様へ

# IT導入補助金

## ■ デジタル化基盤導入枠を新設

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、**生産性向上に取り組む中小・小規模事業者等を支援**します。
- 中小・小規模事業者等に**、インボイス制度も見据えた**デジタル化を一挙に推進**するため、**会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・ECソフトの導入費用**に加え、**PC・タブレット、レジ・券売機等の導入費用**を支援します。

令和3年度補正予算 デジタル化基盤導入枠				令和元年度補正予算 通常枠		
類型名	デジタル化基盤導入類型			複数社連携IT導入類型	A類型	B類型
補助額	ITツール	PC・タブレット等	レジ・券売機	(1)デジタル化基盤導入類型の対象経費 ⇒左記と同様 (2)上記(1)以外の経費 ⇒補助上限額は50万円 ×参画事業者数、補助率は2/3以内  (1事業あたりの補助上限額は、3,000万円((1)+(2))及び事務費・専門家費)	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円以下
	5万～350万	～10万円	～20万円			
機能要件	会計・受発注・決済・ECのうち1機能以上	会計・受発注・決済・ECのうち2機能以上	左記ITツールの使用に資するもの		1プロセス以上	4プロセス以上
補助率	3/4以内	2/3以内	1/2以内		1/2以内	
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料最大2年分）、ハードウェア購入費、導入関連費				ソフトウェア購入費、クラウド利用費（クラウド利用料1年分）、導入関連費	

## 申請手順



**IT導入補助金2022ホームページ**

<https://www.it-hojo.jp/>







大阪国税局



経済産業省  
近畿経済産業局

小規模事業者の皆様へ

# 小規模事業者持続化補助金 (インボイス枠)

## 補助対象者

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

## 申請要件

令和3年9月30日から令和5年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス発行事業者に登録し、販路開拓の取り組みを行う小規模事業者

## 補助上限額・補助率

インボイス枠 補助上限額 100万円  
補助率 2/3

## 補助対象

販促用チラシ、パンフレット作成、広告掲載、店舗改装、販売拡大のための機械装置の導入、新商品開発、商談会への参加 など

## 申請手順（標準的な手順）

商工会・  
商工会議所に  
**相談**

インボイス  
発行事業者に  
**登録**

**申請**

**商工会地区 事務局ホームページ**

[https://www.shokokai.or.jp/jizokuka\\_r1h/](https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/)

**商工会議所地区 事務局ホームページ**

<https://r3.jizokukahojokin.info/>

# インボイス制度が始まります！！ 準備は進んでいますか！？

事業者の皆様は、制度開始までに

**お取引先様と取引条件を確認**

- インボイスにする帳票の検討
- 経理・会計、販売管理等のシステム改修
- お取引先様と登録番号の情報共有
- 従業員に対する制度研修

など、様々な準備を行う必要があります。

## <お取引先様とのチェック表>

■ インボイス制度をご存じですか。

- 内容を理解している
- よくわからない

事前準備のため、お早めにお取引先様の状況を確認しましょう。

制度を知らない方には、説明会をご紹介ください！！



【インボイス説明会】



■ インボイス制度の登録を申請する予定はありますか。

- 申請する予定である (申請予定: 令和 年 月)
- 申請する予定はない
- もう申請した (登録番号: )

(お取引先様の回答に応じた整理事項)

回答内容	整理事項
よくわからない	・ 納税協会・税務署共催の説明会等を紹介
内容を理解している 申請する予定はない	・ 制度開始後の取引価格の見直しの必要性を検討 ※ 経過措置期間(~令 11.9)の仕入税額控除にも注意
もう申請した	・ 登録番号の共有やどの書類をインボイスとするかの相談等
申請する予定である	・ 申請予定時期の確認、申請後には登録番号を共有する等の調整

ご不明な点がございましたら、所轄の税務署までお問合せください。(次ページ参照)

国 税 コ ー ナ ー

税務署電話番号一覧

税務署	電話番号	住所	税務署	電話番号	住所
大津	077-524-1111	520-8510 大津市京町3丁目1番1号 大津びわ湖合同庁舎	吹田	06-6330-3911	564-8515 吹田市片山町3丁目16番22号
彦根	0749-22-7640	522-0062 彦根市立花町5番20号	泉大津	0725-33-5601	595-8585 泉大津市二田町1丁目15番27号
長浜	0749-62-6144	526-0037 長浜市高田町9番3号	枚方	072-844-9521	573-8654 枚方市大垣内町2丁目9番9号
近江八幡	0748-33-3141	523-8502 近江八幡市桜宮町243番地2	茨木	072-623-1131	567-8565 茨木市上中条1丁目9番21号
草津	077-562-1315	525-8510 草津市大路2丁目3番45号	八尾	072-992-1251	581-8555 八尾市高美町3丁目2番29号
水口	0748-62-0314	528-8555 甲賀市水口町水口5587番地3	泉佐野	072-462-3471	598-8503 泉佐野市日根野3683番地の1
今津	0740-22-2561	520-1623 高島市今津町住吉1丁目5番10	富田林	0721-24-3281	584-8501 富田林市若松町西2丁目1697番地1
上京	075-441-9171	602-8555 京都市上京区一条通西洞院東元真如堂町358	門真	06-6909-0181	571-8545 門真市殿島町8番12号
左京	075-761-5371	606-8555 京都市左京区聖護院円頓美町18	東大阪	06-6724-0001	577-8666 東大阪市永和2丁目3番8号
中京	075-842-1601	604-8482 京都市中京区西ノ京笠殿町38 京都地方合同庁舎	灘	078-861-5054	657-0834 神戸市灘区泉通2丁目1番2号
東山	075-561-1131	605-0914 京都市東山区渋谷通大和路東入下新シ町339番5	兵庫	078-576-5131	652-0802 神戸市兵庫区水木通2丁目1番4号
下京	075-351-9161	600-8181 京都市下京区間之町五条下ル大津町8	長田	078-691-5151	653-0832 神戸市長田区御船通1丁目4
右京	075-311-6366	615-0007 京都市右京区西院上花田町10番地1	須磨	078-731-4333	654-8511 神戸市須磨区衣掛町5丁目2番18号
伏見	075-641-5111	612-0084 京都市伏見区鑓屋町	神戸	078-391-7161	650-8511 神戸市中央区中山手通2丁目2番20号
福知山	0773-22-3121	620-0055 福知山市篠尾新町1丁目37番地	姫路	079-282-1135	670-8543 姫路市北条1丁目250番地
舞鶴	0773-75-0801	624-0913 舞鶴市宇上安久240	尼崎	06-6416-1381	660-8544 尼崎市西難波町1丁目8番1号
宇治	0774-44-4141	611-8588 宇治市大久保町井ノ尻60-3	明石	078-921-2261	673-8555 明石市田町1丁目12番1号
宮津	0772-22-3271	626-8571 宮津市宇鶴賀2070-14	西宮	0798-34-3930	662-8585 西宮市江上町3番35号
園部	0771-62-0340	622-8501 南丹市園部町小山東町平成台1号11	洲本	0799-24-1212	656-8656 洲本市山手1丁目1番15号
峰山	0772-62-0460	627-0012 京丹後市峰山町杉谷147番地12	芦屋	0797-31-2131	659-8503 芦屋市公光町6番2号
大阪福島	06-6448-1281	553-8567 大阪市福島区玉川2丁目12番28号	伊丹	072-779-6121	664-8505 伊丹市千僧1丁目47番地3
西	06-6583-4624	550-8586 大阪市西区川口2丁目7番9号	相生	0791-23-0231	678-0055 相生市那波本町6番1号
港	06-6572-3901	552-0003 大阪市港区磯路3丁目20番11号	豊岡	0796-22-2101	668-8562 豊岡市上陰字ウチダ216番地
天王寺	06-6772-1281	543-8503 大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目11番25号	加古川	079-421-2951	675-8567 加古川市加古川町木村字木寺5の2
浪速	06-6632-1131	556-0011 大阪市浪速区難波中3丁目13番9号	龍野	0791-62-0281	679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1005-70
西淀川	06-6472-1021	555-0024 大阪市西淀川区野里3丁目3番3号	西脇	0795-22-3171	677-0015 西脇市西脇771番地の118
東成	06-6972-1331	537-0024 大阪市東成区東小橋2丁目1番7号	三木	0794-82-0501	673-0403 三木市末広1丁目9番10号
生野	06-6717-1231	544-8555 大阪市生野区勝山北5丁目2番14号	社	0795-42-0223	673-1492 加東市社51番3
旭	06-6952-3201	535-8555 大阪市旭区大宮1丁目1番25号	和田山	079-672-3171	669-5201 朝来市和田山町和田山字西裏388番地1
城東	06-6932-1271	536-8527 大阪市城東区中央2丁目14番29号	柏原	0795-72-1130	669-3392 丹波市柏原町柏原518番地1
阿倍野	06-6628-0221	545-0005 大阪市阿倍野区三明町2丁目10番29号	奈良	0742-26-1201	630-8567 奈良市登大路町81 奈良合同庁舎
住吉	06-6672-1321	558-8555 大阪市住吉区住吉2丁目17番37号	葛城	0745-22-2721	635-8503 大和高田市西町1番15号
東住吉	06-6702-0001	547-8501 大阪市平野区平野西2丁目2番2号	桜井	0744-42-3501	633-8555 桜井市粟殿185番地4
西成	06-6659-5131	557-0054 大阪市西成区千本中1丁目3番4号	吉野	0746-32-3385	639-3194 吉野郡吉野町丹治200番1
東淀川	06-6303-1141	532-8558 大阪市淀川区木川東2丁目3番1号	和歌山	073-424-2131	640-8520 和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎
北	06-6313-3371	530-8585 大阪市北区南扇町7番13号	海南	073-482-0900	642-8555 海南市名高255番4
大淀	06-6372-7221	531-0071 大阪市北区中津1丁目5番16号	御坊	0738-22-0695	644-0002 御坊市蘭430番地の3
東	06-6942-1101	540-8557 大阪市中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館	田辺	0739-22-1250	646-8510 田辺市上屋敷2丁目10番46号
南	06-6768-4881	542-8586 大阪市中央区谷町7丁目5番23号	新宮	0735-22-5261	647-0012 新宮市伊佐田町2丁目1番地20
堺	072-238-5551	590-8550 堺市堺区南瓦町2番29号 堺地方合同庁舎	粉河	0736-73-3301	649-6592 紀の川市粉河807
岸和田	072-438-1341	596-0825 岸和田市土生町2丁目28番1号	湯浅	0737-63-5351	643-0004 有田郡湯浅町湯浅2430番76
豊能	072-751-2441	563-8688 池田市城南2丁目1番8号			



青色申告で節税と事業

公益社団法人龍野納税協会 定時社員総会開催

公益社団法人龍野納税協会の令和4年度定時社員総会が去る5月27日志んぐ荘会議室において開催されました。  
 令和3年度事業報告及び決算についての審議が行われ、原案どおり承認可決されました。  
 なお、その後令和4年度事業計画及び収支予算について報告されました。



令和3年度正味財産増減計算書

令和3年4月1日～令和4年3月31日  
 単位 千円

科目	当年度	前年度
経常収益	18,069	18,702
経常費用	17,322	16,434
当期経常増減額	747	2,268
税引前正味財産増減額	747	2,268
法人税住民税	22	27
一般正味財産増減額	725	2,241
一般正味財産期首残高	44,827	42,586
一般正味財産期末残高	45,552	44,827
正味財産期末残高	45,552	44,827

令和4年度 収支予算書

令和4年4月1日～令和5年3月31日  
 単位 千円

科目	当年度	前年度
経常収益	18,796	18,977
経常費用	17,286	18,876
当期経常増減額	1,510	101
税引前正味財産増減額	1,510	101
法人税住民税	22	26
一般正味財産増減額	1,488	75
一般正味財産期首残高	—	—
一般正味財産期末残高	—	—
正味財産期末残高	—	—



龍野納税貯蓄組合連合会 定例総会開催

龍野納税貯蓄組合連合会の令和4年度定例総会は、新型コロナウイルス感染症対策のため書面審議により開催されました。  
 令和3年度事業報告及び収支決算、令和4年度事業計画(案)及び収支予算(案)についての審議が行われ、原案どおり承認可決されました。

令和3年度収支決算書

自 令和3年4月1日  
 至 令和4年3月31日  
 単位 千円

収入の部		支出の部	
補助金収入	621	事業費	333
雑収入	—	経常費	24
前期繰越金	293	負担金	81
		次期繰越金	476
合計	914	合計	914



令和4年度収支予算書

自 令和4年4月1日  
 至 令和5年3月31日  
 単位 千円

収入の部		支出の部	
補助金収入	623	事業費	429
雑収入	1	経常費	39
前期繰越金	476	負担金	91
		予備費	541
合計	1,100	合計	1,100



納税協会の福祉制度  
 アフラックのがん保険



アフラックの「がん保険」は「納税協会の福祉制度」に導入されています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。  
 お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。  
 アフラックは、そのお手伝いをする存在であり続けます。

〈引受保険会社〉

アフラック 姫路支社 納税協会用フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

県 税 コ ー ナ ー

# 個人事業税のお知らせ

事業を行う個人に対しては、原則として  
 所得税(国税)、  
 住民税(市町が課税)  
 のほかに、  
 県税として **事業税**  
 が課税されます。



**納める人** 県内で事業を行う個人

**課税される事業**

区 分	事業の種類	税 率
第1種事業	物品販売業、不動産貸付業、運送業、請負業、駐車場業、飲食店業、その他の営業等	5%
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業 (主として自家労力を用いて行うものを除く)	4%
第3種事業	医業、歯科医業、弁護士業、税理士業、コンサルタント業、デザイン業、理・美容業、クリーニング業、その他自由業等	5%
	あんま・はり・きゅう等の事業、装蹄師業	3%

**税額の計算**

事業の総収入金額－必要経費－青色事業専従者給与又は事業専従者控除－青色申告特別控除＝所得金額  
 (所得金額＋青色申告特別控除－事業用資産の譲渡損失の控除等－事業主控除額) × 税率＝税額  
 (年290万円)

納税は、安全・便利で確実な**口座振替**で!!  
 詳しくは 県税事務所までお問い合わせください。

令和4年度の納期限は次のとおりとなっています。  
**第1期分8月31日(水)**・**第2期分11月30日(水)**  
 納付書は、第1期分と第2期分をまとめて8月に送付しています。  
 お間違いのないようにご注意願います。

お問い合わせは

**兵庫県西播磨県民局 龍野県税事務所 課税第1課**  
 直通電話番号 **0791-63-5670**

県 税 コ ー ナ ー

# 軽油引取税

- 軽油引取税は、ディーゼル車などの燃料である軽油を購入した場合に課せられる税金です。納められた税金は、県や指定市の歳出費用に充てられる重要な財源となります。  
税率は、32.1円/ℓ（本則税率15.0円/ℓ+特例税率17.1円/ℓ）です。
- 農業、漁業及び林業など、道路の使用と直接関係がない用途での軽油の使用は、軽油引取税が免除になる場合があります。  
注）ただし、この免税措置（免税軽油）の取扱いは、令和6年（2024年）3月31日までです。
- 製造軽油（灯油等を混ぜて製造した軽油）や重油・灯油などを自動車の燃料として使用した場合も課税されます。

## 不正軽油は、「犯罪」です。

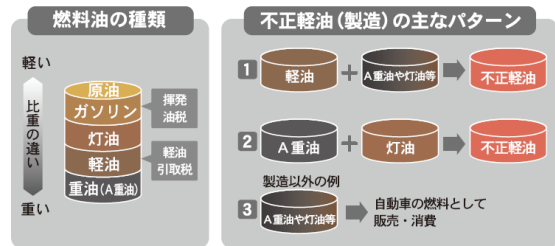
### 不正軽油とは？

- ・主に灯油やA重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。
- ・不正軽油は、軽油引取税の脱税にとどまらず、環境汚染の原因にもなっています。
- ・不正軽油の流通は、石油製品販売業、運輸業、建設業等の公正な市場競争を阻害します。

### 不正軽油に関わる人は全て罰せられます。

- ・軽油引取税を脱税した場合
- ・不正軽油の原材料などを提供・運搬した場合
- ・不正軽油そのものを製造した場合
- ・不正軽油を運搬・保管・購入・販売した場合
- ・不正軽油を使用した場合

### 不正軽油の製造に加担した人も納税義務を負います。



## 不正軽油は、作らない！売らない！買わない！使わない！

# ゴルフ場利用税

### 地域振興に役立つ財源

- ・ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用された方が料金の支払時にゴルフ場の経営者を通して納めます。
- ・ゴルフ場利用税の収入額のうち10分の7は、ゴルフ場が所在する市町に交付され、地域振興に重要な役割を果たしています。
- ・税額は、ゴルフ場の規模、利用料金等を基準として定めます。1人1日あたり300円～1,200円となっています。

### 非課税措置

- ・青少年の健全育成、障害者の社会参加や高齢者の健康増進などの観点から、幅広く非課税措置が講じられています。
  - ① 18歳未満又は70歳以上の人
  - ② 障害者
  - ③ 国体の競技に参加する選手がその競技又はその公式練習としてゴルフを行う場合
  - ④ 学校の教育活動としてゴルフを行う学生、生徒、教員等
  - ⑤ 国際的な大会の競技に参加する選手がその競技又はその公式練習としてゴルフを行う場合



### 西播磨県民局龍野県税事務所・課税第2課

### 軽油引取税・ゴルフ場利用税 に関するお問い合わせ先

郵便番号 〒679-4167  
住 所 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3  
電 話 0791-63-5671、5672



明るい社会にいきる税

税務関係図書 会員様は一割引きです!

ただし、この税金百科は、会員様は特別価格にて発売中です!

◎新・くらしの税金百科 2022▶2023

身近な税情報をマンガと図解で見やすくわかりやすく解説したみんなの税金入門書。

好評発売中!

会員特価 1,540円(税込)

定価 1,980円(税込)

◎クマオーの基礎からわかる消費税 インボイス制度完全対応版

2023年10月導入のインボイス制度を基礎から“完全”理解! 軽減税率、インボイス制度導入で、ますます難解になる消費税。基礎から実務のポイントまで、図解や設例を多く用いてわかりやすく解説。

(税込定価): 2,420円



納税協会では、税に関する次のような商品をお取り扱いしております。ソフトには、納税協会会員様専用サポートなど色々な特典をご用意しております。お気軽にお越しください。

納税協会からのお知らせ



価格は消費税込みです



会計王 21
定価 44,000円
会員特価 30,800円
会員外 33,000円



みんなの青色申告 21
定価 10,780円
会員特価 7,590円
会員外 8,250円



給料王 21
定価 44,000円
会員特価 30,800円
会員外 33,000円



納税協会メールマガジン 毎月好評配信中! 無料

納税協会では、会員のみなさまに、役立つ情報と税のトピックスなどをお届けする、「納税協会メールマガジン」を毎月1回配信しています。

できる社長さんの基礎知識 ニューノーマルの経営術

コロナ禍で変化する人々の行動と新しいテクノロジーに焦点を当て、これからの経営に役立つ情報をお届けします。

例:「触りたくない心理に 대응する」「巣ごもり消費に乗っかる」など

会社税務の基本とポイント

法人における税務(法人税、消費税、源泉所得税など)の基本的な事柄や最新改正情報などを、ポイントを絞ってやさしく解説します。

例:「実際費課税のポイント」「役員給与の取扱い」など

1 納税協会ホームページで配信登録

- ① 納税協会ホームページへアクセス https://www.nouzeikyokai.or.jp/
② トップページ下部「納税協会メールマガジン配信登録」をクリック
③ 表示されたページの下部「納税協会メールマガジン配信登録フォーム」に所要事項を入力して送信

☆登録はカンタン

2 電子メールで配信登録

- 件名を「メールマガジン配信希望」として
① お名前
② 会社名(事業所名)
③ 役職
④ ご所属の納税協会名
⑤ 配信希望のアドレス
を入力いただき、info@nouzeikyokai.or.jpに電子メールを送信

登録後、翌月号からメールマガジンを配信します。なお、登録いただいた個人情報は、メールマガジンの配信及び管理にのみ使用します。

配信のお申込みは、龍野納税協会HPの「最新情報」から可能です。ぜひ、ご登録していただき、税や経営に役立つ情報収集にお役立てください!



# クリーンな納税で明るい街づくりを

納税協会ホームページは、お役に立つ情報満載です！



龍野納税協会



## News 最新情報

**【緊急のお知らせ】**  
なりすましメールによるマルウエア「Emotet(イモット)」により、当納税協会をかたったメールが届く可能性があります。  
大変お手数ですが、送信者の表示名が龍野納税協会となっており、送信アドレスが下記のアドレスから発信されたもの以外は、すべて削除していただきますようお願い申し上げます。

[tatuno@nk-net.co.jp](mailto:tatuno@nk-net.co.jp)

※ご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせ下さい。

[改正電子帳簿保存法等について](#)

[法人番号活用リーフレット 一冊号公表サイトの利用方法のご案内](#)

[在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQについて](#)

[国税庁 税務相談 チャットボットの導入について](#)

お知らせ

▼その質問、チャットボットを利用してみませんか？

広報紙

最新の『龍野納税だより』

NKレター・  
納税月報は、  
こちらから

## 納税協会からのお知らせ Information

[税務関連図書](#)

[会員検索サービス](#)

[路線価図の間覧](#)

[龍野納税だより](#)



企業の税務コンプライアンス向上のための  
自主点検チェックシート・ガイドブック

新型コロナウイルス対策  
中小企業支援情報  
リスクマネジメント情報

会員検索サービス  
登録希望者受付中

「自主点検シート」は  
こちらから  
エクセル版搭載！

**会員様限定**  
会員検索サービス及び  
会員専用サポート  
サービスのお申込みは  
こちらから

自主点検シートとは・・・企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることだけでなく、内部統制や経営能力の水準を向上させることも重要な要素です。企業自らが自主点検することを通じ、これらの水準が向上すれば適正な申告が図られ、結果として税務調査などで指摘を受ける事項の減少等にもつながりますので、皆様の企業がより成長するための一助にさせていただければ幸いです。



## 確かな納税は明るい未来の架け橋

### 納税協会からのお知らせ

納税協会ホームページに2つの会員サービス  
ご利用ください！ [www.nouzeikyokai.or.jp](http://www.nouzeikyokai.or.jp)

#### その ① 会員検索サービス (ホームページリンク集)

納税協会の会員企業を自己PR付きで紹介しています。協会別、地域別表示はもちろん、自由語検索機能で特定の商品やサービスを扱う会員を探することができます。もちろん各社のホームページへリンクしています。納税協会ホームページの「会員検索サービス」からお入りください。

#### 会員の皆様

「会員検索サービス（ホームページリンク集）」にあなたもご登録ください。

登録方法は

1. まず、[www.nouzeikyokai.or.jp/touroku/](http://www.nouzeikyokai.or.jp/touroku/) にアクセス
2. 登録フォームに必要情報を直接入力

**リンク完了** リンク集への掲載は、ご所属の納税協会が会員確認をさせていただきます。いただいた後になりますので1週間程度かかります。ご了承ください。

#### その ② 会員だけの特典！ 「会員専用サポートサービス」

会員のみなさまに、必ず役立つビジネスレポートや健康プログラムを無料でお届けします。納税協会ホームページの「会員専用サポートサービス」からお入りください。

はじめて利用される時は、「はじめてご利用の方」よりサービス登録番号 **100200** を入力して、登録画面で必要事項を入力ください。

#### サービス内容

##### ・ビジネスレポート

経営や財務、税務、生活、趣味など幅広いジャンルの「ヒント」を1,000種類用意し、企業経営者のみなさまに提供します。

### 青年部会活動報告

#### ★青年部会総会開催



#### ★総会開催

- 開催日 令和4年5月19日(木)
- 会場 志んぐ荘 3階 会議室
- 対象者 青年部会会員
- 参加者数(人社) 19

#### ★講演会開催

- 開催日 令和4年5月19日(木)
- 会場 志んぐ荘 3階 会議室
- 講師 大同生命保険(株)姫路支社  
第二営業課長 柴田隆佑 氏
- テーマ 「データから読み解く 健康経営の重要性」
- 参加者数(人社) 14





## 深めよう税の知識と関心を



### ☆租税教室開催

令和4年5月13日・25日、6月3日・6日に青年部会長の土井和行氏(土井板金工業)が、たつの市立小宅・誉田・龍野・神岡・御津小学校の第6学年を対象に租税教室を実施しました。

土井さんは、例年積極的に租税教室講師をしていただいております。

次世代を担う子供達に税金の大切さを肌で感じる授業をしていただいております。

ありがとうございます。

今後ともよろしくお願い致します。



### ★青年部会会員勧誘のお願い!

青年部部会長の土井です。

青年部会員の勧誘につきまして、皆様へのご助力のお願いです。私は、15年ほど前から青年部会員として市民祭りのお手伝いや小学校対象の租税教室の講師などと活動させていただいています。今年度は、小宅小学校、誉田小学校、龍野小学校、神岡小学校、御津小学校にて講師をさせていただきました。

実はその青年部の部会員が減少の一途を歩み現在18名ですが、第二次ベビーブームまっただ中である昭和48年生まれである私が後2年後に青年部卒業となる50歳となり青年部を抜ける時点で、部会員が8名、更に1年後に2名が抜けて6名しか残らないという危機に直面しています。

昨年の私の部会長就任時の会報でもお願いのコメントを掲載させていただきましたが、皆様のご助力をお願いします。

私も青年部会員の勧誘を頑張っていますが、個人事業の世間の狭さがネックとなり、4~5人の勧誘が限界でした。

先日の青年部の定例会で「私達が抜けたあと、我が子や血縁者などを青年部にいれよう」と話題になりましたが、残念ながら「一緒に仕事をしたい」と言ってくれる私の息子もまだ中学一年生、納税協会青年部に入るまではまだ年数があります。そして他の青年部会員も同じような環境です。

そこで、会員の皆様の社員様や、特にご息子や血縁者の方で会社の未来を引っ張って行こう!と熱意のある方に、ぜひ青年部に入ってください、納税協会青年部ならではの租税教室講師などの社会貢献を含む活動に参加していただきたいのです。

青年部の活性化は、納税協会全体の活性化にもつながると信じています。皆様のご協力をどうぞよろしくお願い致します。



一人一人の納税が明るい社会をつくります

中学生の「税についての作文」募集

詳しくは国税庁HP参照



- 応募資格 中学生
- 用紙 原稿用紙(400字詰め)3枚・1,200字以内(題名を含む)
- 提出先 あなたの中学校を通じて、龍野納税貯蓄組合連合会へ提出してください。
- 締切日 龍野納税貯蓄組合連合会へお問い合わせください。(TEL0791-62-1700)
- 発表 令和4年11月上旬、学校を通じ入選者に通知いたします。  
入選作品については、機関紙等に学校名・氏名・学年を掲載し紹介します。

小学生の「税に関する書道・ポスター」募集



- 応募資格 小学生
- 用紙 【書道】 半紙(白色縦32.4cm・横23.3cm)  
【ポスター】 画用紙(白色縦39.2cm・横54.2cm四つ切)
- 提出先 あなたの小学校を通じて、租税教育推進連絡協議会(事務局は龍野税務署内)へ提出してください。
- 締切日 租税教育推進連絡協議会(龍野税務署総務課 TEL0791-62-0281)へお問い合わせください。
- 発表 令和4年11月頃の予定  
入選作品については、機関紙等に学校名・氏名・学年を掲載し紹介します。

広げよう

納税協会の輪

運動実施中!

経営者大型総合保障制度の  
ご加入企業の拡大に向けて

**大同生命保険株式会社**  
姫路支社/  
兵庫県姫路市豊沢町135(姫路大同生命ビル4F)  
TEL 079-282-2515

**AIG損害保険株式会社**  
姫路支店/  
兵庫県姫路市豊沢町135(姫路大同生命ビル3F)  
TEL 079-285-4731